

## 深谷市立図書館雑誌スポンサー募集要項

(雑誌スポンサー募集の目的)

第1条 深谷市立図書館及び分館(以下「図書館」という。)では、雑誌に民間企業等(以下「スポンサー」という。)の情報発信を組み込み、新たな図書資料等を確保することにより、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とします。

(スポンサー制度の内容)

第2条 スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架します。提供雑誌の表面にスポンサー名を表示します。  
また、裏面にはスポンサーの広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は深谷市立図書館が行います。

(スポンサー及び広告の対象)

第3条 スポンサーが、「深谷市広告掲載要綱」第3条第1項各号に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(雑誌の選定)

第4条 スポンサーは、深谷市立図書館と協議のうえ提供いただく雑誌を選定するものとします。

(広告の期間)

第5条 広告の期間は原則として年度の初め(4月号)から1年間とします。  
ただし、スポンサー期間終了後も雑誌の保存年限の間、広告はそのままとし保存年限が切れた後は、そのままリサイクル(市民へ無償提供)とします。

雑誌の保存年限は次のとおりです。

- ・週刊誌1年
- ・月刊誌2年
- ・季刊誌3年

(広告の規格、表示方法)

第6条 提供雑誌の表面についてはスポンサー名等の表示とします。

表示の大きさ 縦3.5cm、横12cm以内、地色は白色、文字は黒字

貼り付け位置 表紙内容表示の妨げにならない場所

2 裏面の広告は、雑誌のサイズ以内のものとし、裏に透明シールでコーティングしたものを貼りつける。(両面印刷可)

※ 広告はスポンサー申込者が作成してください。

### 3 表示期間

契約期間内に納入された雑誌すべてに掲載します。ただし契約期間終了後に広告が取れた場合、修理はしません。また、保存年限後のリサイクルも広告を掲載したままの状態でおこないます。

### 4 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

(申込の受付)

第7条 申込は、原則として開始年度の前年12月中に受付します。ただし、年度途中の申込みも防げないこととします。

(スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第8条 スポンサーの申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、申込をしてください。

(1) 申込書に代表者印を押印し、下記書類を添付して申込期間内に直接持参または郵送してください。

(2) 申込書に添付する書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等(業種がわかるもの)
- ・ スポンサーのホームページの URL

(契約)

第10条 雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書(様式第2号)により契約を締結します。

(購入代金の支払方法)

第11条 提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館指定の納入業者に直接お支払いください。

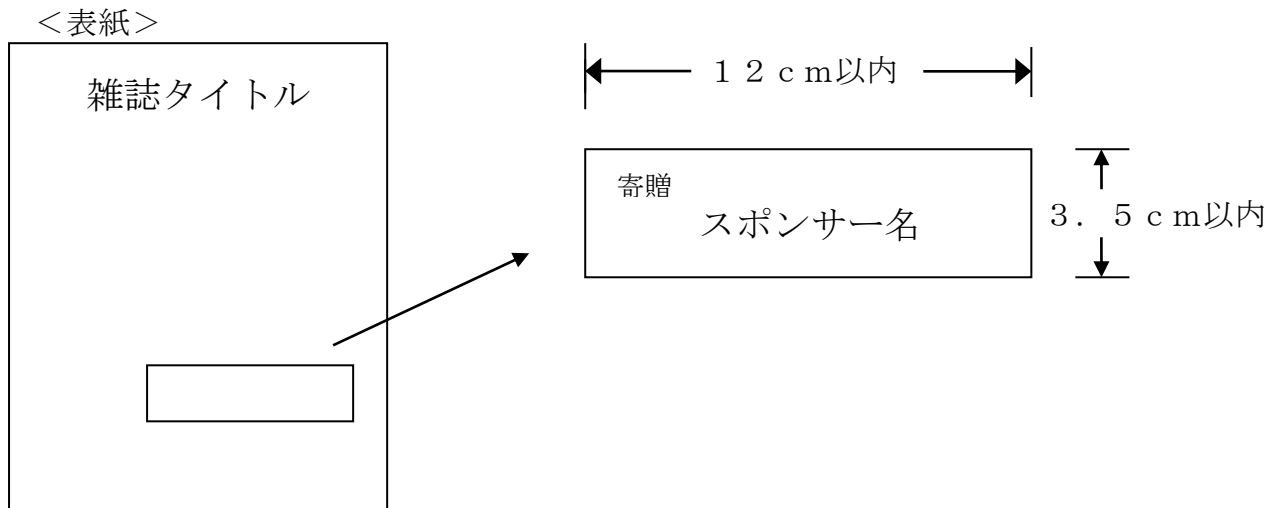
(1) 支払いは、一括先払いとします。

(2) 振込手数料は、スポンサーの負担となります。

(3) スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。

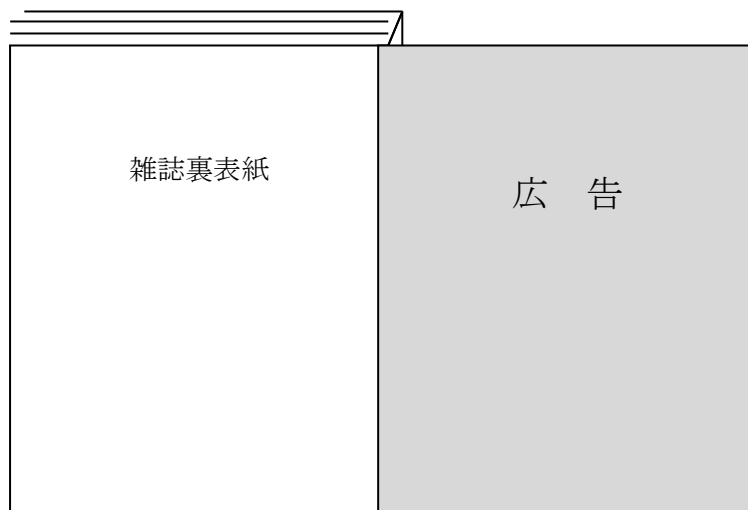
## スポンサー表示

様式見本



※ 地色は白色、文字は黒字で雑誌表紙の内容表示にかからない場所に貼付。

## <裏面>



雑誌裏面にブックコートをした広告を添付

雑誌のサイズ以内の大きさとする。

なお、広告チラシには、スポンサーの名称、電話番号を必ず明記してください。